新潟東港地域水道用水供給企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

（令和５年度）

新潟東港地域水道用水供給企業団では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「新潟東港地域水道用水供給企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく行動計画の実施状況及び、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、新潟東港地域水道用水供給企業団における女性の活躍状況を公表いたします。

女性職員の採用割合	採用試験の受験者の女性割合	職員の女性の割合	平均継続勤務年数		男女別の育休取得率		男性の配偶者出産休暇と育児参加休暇の取得率（※下段（　）内は５日以上取得率）	超過勤務の状況（月平均）	平均年休取得日数	管理職の女性の割合	各役職段階の職員の女性割合（※下段（　）内は伸び率）		
			男性	女性	男性	女性					係長相当職	事務局次長相当職	事務局長相当職
0.0%	0.0%	0.0%	7 年 3 ヶ月	－	0.0%	－	100.0% (0.00%)	3.0 時間	12.3 日	0.0%	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)

令和５年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟東港地域水道用水供給企業団

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	－　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－　％
全職員	－　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
事務局長相当職	－　％
事務局次長相当職	－　％
係長相当職	－　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－　％
３１～３５年	－　％
２６～３０年	－　％
２１～２５年	－　％
１６～２０年	－　％
１１～１５年	－　％
６～１０年	－　％
１～５年	－　％

【説明欄】

該当者が存在しない場合（一方の性別の職員が存在しない場合を含む。）「－」と記載する。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

新潟東港地域水道用水供給企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

（令和４年度）

新潟東港地域水道用水供給企業団では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「新潟東港地域水道用水供給企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。

今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく行動計画の実施状況及び、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、新潟東港地域水道用水供給企業団における女性の活躍状況を公表いたします。

女性職員の採用割合	採用試験の受験者の女性割合	職員の女性の割合	平均継続勤務年数		男女別の育休取得率		男性の配偶者出産休暇取得率	超過勤務の状況（月平均）	平均年休取得日数	管理職の女性の割合	各役職段階の職員の女性割合（※下段（　）内は伸び率）			
			男性	女性	男性	女性					係長相当職		事務局次長相当職	事務局長相当職
0.0%	0.0%	0.0%	9年 7ヶ月	－	0%	－	100.0%	1.3時間	12.6日	0.0%	0.0% (0.00)		0.0% (0.00)	0.0% (0.00)

令和４年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟東港地域水道用水供給企業団

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	－　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	－　％
全職員	－　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
事務局長相当職	－　％
事務局次長相当職	－　％
係長相当職	－　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－　％
３１～３５年	－　％
２６～３０年	－　％
２１～２５年	－　％
１６～２０年	－　％
１１～１５年	－　％
６～１０年	－　％
１～５年	－　％

【説明欄】

該当者が存在しない場合（一方の性別の職員が存在しない場合を含む。）「－」と記載する。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。